

給食費未納時における就学援助費（給食費）の受領委任制度についてご協力ください

就学援助費（給食費）受領委任制度は、給食費の引き落としが滞った場合にのみ、就学援助費から未納分を自動的に（保護者の手続きなし）に各学校長口座へ直接振り込み、補てんする制度です。

委任状を提出しても、給食費に未納が生じている場合以外はこの制度は機能せず、通常の就学援助費の支給となります。皆様にご協力いただきますようお願いいたします。

就学援助制度の趣旨をご理解いただき、この制度にご協力いただける方は、下記委任状に必要事項（令和2年度内の日付をご記入ください）をご記入のうえ切り取り、申請書とともに学校へ提出してください。

（小学生、中学生の兄弟姉妹がいる場合はそれぞれの学校にご提出ください。）

- ◆ この委任状を提出されても、学校への給食費口座振替は通常通り毎月行われますので、必ず口座引落日前に入金し、未納が生じないようにしてください。

振込手続きについて

- 給食費の未納がある場合のみ、校長口座へ振り込む手続きをします。
- 校長口座へ振り込むのは未納月分の給食費のみです。
- 未納がない場合は申請書にて選択していただいた方法で支給します。

給食費を口座引落日以降に入金した場合、この制度により二重払いになる可能性があります。その際は、過払い分を学校からお返ししますのでご了承くださいようお願いいたします。

お問い合わせ 茅ヶ崎市教育委員会 学務課学事担当 0467(82)1111(代)

委任状のご印鑑は 就学援助費受給申請書に押印した印鑑に限ります

第20号様式-1

きりとり

委任状

私は、茅ヶ崎市立 _____ 学校長を代理人と定め、学校に納付する給食費に未納がある場合は令和2年度就学援助費（学校給食費）を校長口座に振り込むことを承諾し、その受領に関する権限を委任します。

学年	組	児童・生徒氏名

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長 住所 _____

ふりがな
保護者氏名

印

- ※ 保護者氏名は「就学援助費受給申請者と同じお名前」に限り
- ※ ご印鑑は「就学援助費受給申請書に押印した印鑑」に限り